

# 第一種辺土名漁港における

## ①放置等禁止区域指定

## ②プレジャーボート等係留指定施設 のお知らせ

辺土名漁港においては、次のとおり放置禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボート等を係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

### ● ①について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

|         |   |
|---------|---|
| 放置等禁止物件 | 1 船舶(漁船・遊漁船・プレジャーボート等)<br>2 自動車、原動機付自転車、軽車両<br>3 廃棄物(ゴミ、粗大ゴミ、廃油等) |
| 放置等禁止区域 | 図に示す水域及び陸域  |

### ● ②について

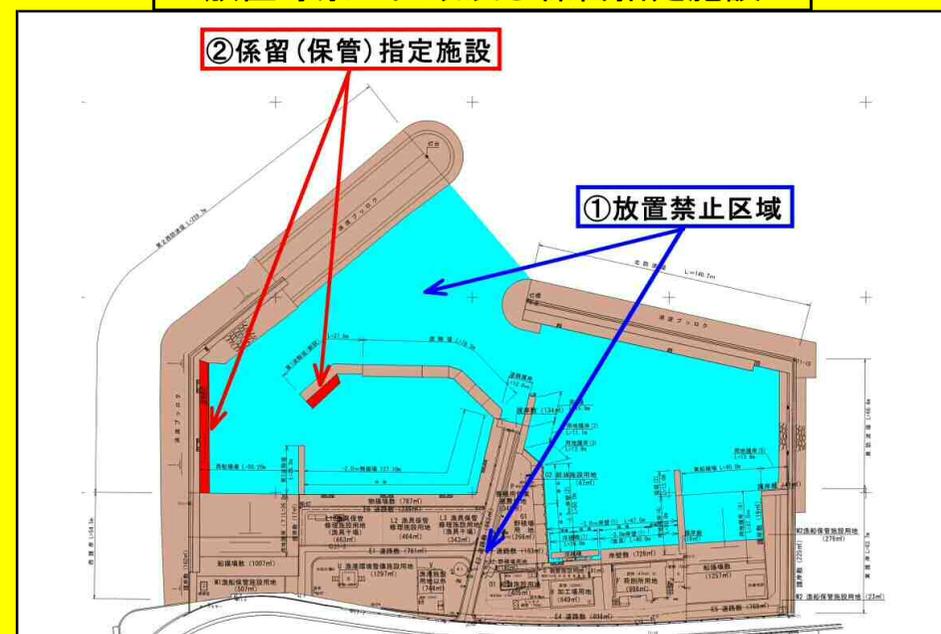
沖縄県漁港管理条例の規定により、プレジャーボート等が使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要ですので、北部農林水産振興センター農業水産整備課農村漁港班へお問い合わせ下さい。

(0980-52-3381)

|        |   |
|--------|---|
| 指定物件   | プレジャーボート等<br>ヨット、モーターボート、遊漁船等で<br>漁船を除く |
| 係留指定施設 | 図に示す②係留指定施設                             |

### 放置等禁止区域及び係留指定施設



**違反行為をした場合、30万以下の罰金に処せられます。**

なお、指定は平成29年4月1日から施行します。

沖縄県知事